

農業用軽油の免税証交付申請についてのお知らせ

令和3（2021）年分の農業用軽油免税証の交付申請を受付します。指定日以外でも申請できますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、申請の際は手洗いの励行及びマスク着用のほか、混雑が予想される時間帯を避ける等、皆様の御協力をお願いします。

受付日	対象地区	受付時間	会場
2月2日(火)	旧今市市(今市地区・落合地区)	午前の部 9:30~11:30	日光市役所 本庁舎(新庁舎) 2階 中会議室203 (日光市今市本町1)
2月3日(水)	旧今市市(塩野室地区)、旧日光市	午後の部 13:00~15:00	
2月4日(木)	旧今市市(大沢地区)		
2月5日(金)	旧今市市(豊岡地区)、旧藤原町、旧足尾町、旧栗山村	※例年、1・2日目が混雑します。	

持参するもの

①継続申請の場合

- ・免税軽油使用者証
(免税軽油使用者証の有効期限が令和3(2021)年3月30日までに切れる場合 手数料420円)
- ・印鑑
- ・免税軽油の引取り等に係る報告書
- ・納品書
- ・市農業委員会で交付される耕作面積の証明書(耕作面積が増えて増量を希望される方のみ)

②新規申請の場合

- ・市農業委員会で交付される耕作面積の証明書
- ・印鑑
- ・手数料420円
- ・使用する機械の詳細が分かる売買契約書又は取扱説明書やカタログ
手数料420円はつり銭の無いようにご準備ください。

ご注意ください

- ①増量及び新規申請の場合、免税証は後日交付となります。
- ②「委託を受けて農作業を行う者」も対象になります。申請には、市農業委員会の「農作業受委託証明書」及び「農作業受委託契約書(写)」が必要です。
- ③国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

お問い合わせ先 鹿沼県税事務所 課税課 TEL 0289-62-6202